

# 荒尾市民病院開放病床利用規則

昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 7 号

〔注〕平成 19 年 9 月から改正経過を注記した。

改正 平成 15 年 3 月 31 日規則第 15 号/平成 19 年 9 月 28 日規則第 37 号  
平成 21 年 4 月 1 日規則第 16 号/平成 22 年 4 月 1 日規則第 10 号

(目的)

**第 1 条** この規則（以下「病床利用規則」という。）は、医師相互間の技術及び知識の交流による医学の向上を図るとともに、地域の保健医療体制を確立することを目的とする。

(医師の資格)

**第 2 条** 荒尾市民病院（以下「病院」という。）の施設を利用し、患者を診療しようとする医師の資格は、申請により登録した医師又は有明地域医療連携ネットワークに加盟している医療機関の医師（以下「登録医」という。）であることとする。

一部改正〔平成 22 年病管規則 10 号〕

(使用病床)

**第 3 条** 病院が開放する病床数は 10 床とする。

(患者の選定)

**第 4 条** 登録医が入院させることができる患者は、次のとおりとする。

(1) 医学的に高度医療の必要ある症例

(2) 診断治療のため病院施設の使用を必要とし、各科部長と事前協議の上、管理者が認めるもの

一部改正〔平成 22 年病管規則 10 号〕

(病院の責務及び措置)

**第 5 条** 病院長は、登録医が患者を入院させた場合は、診療に要する施設、薬品、材料等を提供し、臨床検査、看護給食等治療に必要な管理を行うものとする。

2 主治医は、病院各科部長が当たるものとする。ただし、症例によっては部長が指名する病院勤務医師が当たることができる。

(登録医の権利義務)

**第 6 条** 登録医は、入院加療を要する患者のため病院の病床その他の施設を利用することができる。

2 登録医は、病院の開放病床運営に協力し、病院の管理運営に関しては院長の指揮下に属するものとする。

3 登録医は、病院の行う臨床及び学術に関する研究等に参加することができる。

4 登録医の診療活動は、部長と協議の上、主治医と共同で当たるものとする。

(診療報酬)

**第 7 条** 登録医が病院の施設を利用し患者を入院させた場合、病院が健康保険診療報酬算定基準により診療費を算定請求しその収入とする。

(登録医の報酬)

**第8条** 登録医に対する報酬は、別に定める。

(医事紛争の処理)

**第9条** 開放病床利用に関して生じた民事的な医事紛争事件については、管理者がその責任を負うものとする。

(開放病床の運営)

**第10条** 開放病床利用の円滑化を図るため、その運営に関し必要な事項について、荒尾市民病院地域支援病院運営委員会において協議を行うものとする。

全部改正〔平成22年病管規則10号〕

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

一部改正〔平成22年病管規則10号〕

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日病管規則10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。